

- ・ 保育所
- ・ 認定こども園(長時間保育)
- ・ 小規模保育(たんぽぽ保育園)
- ・ 企業主導型保育(さくらんぼ保育園)利用者向け

令和元年10月1日から 幼児教育・保育の無償化がスタート

保育所・認定こども園(長時間保育)・小規模保育(たんぽぽ保育園)
・企業主導型保育(さくらんぼ保育園)を利用される方はご確認ください。

【対象者・利用料】

- 3歳になって初めての4月から小学校入学までの間（3歳児クラスから5歳児クラスまで）のすべての子どもの保育料が無償化されました。
- 0歳から3歳になってから最初の3月31日までの間（0歳児クラスから2歳児クラスまで）の子どもについては市民税非課税世帯のみ、保育料が無償化されました。
- ただし、実費として徴収される費用(行事費等)は、これまでどおり保護者の負担となります。

